介護支援取組助成金の申請について

「介護支援取組助成金」は、平成28年10月19日から 「介護離職防止支援助成金」に移行しました。

介護支援取組助成金は、平成28年10月18日までに 支給要件を満たした(※)事業主が申請できます。

- (※) 次の全ての取組を終了し、支給要件を満たしていることが必要です。
 - ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート)
 - ②制度設計・見直し(就業規則等の整備、法律を上回る制度の導入)
 - ③介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布)
 - ④介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置及び周知)
 - ⑤働き方改革(年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減について一定 水準以上の実績把握)

支給要件を満たした日の翌日から2か月以内に申請して ください。

※介護離職防止支援助成金は、平成28年度第二次補正予算により創設しました。詳細は厚生労働省ホームページにおいてお知らせする予定です。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/
トップページ右上から「両立支援等助成金」でサイト内検索

